平成２３年（フ）第５２７号
静岡県三島市・西旭ケ丘町・4043番地の15
破産者　鈴木　享文
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４６号
愛知県半田市住吉町４丁目３番地の８、開始決定時の住所愛知県半田市幸町２丁目55番地の２
破産者　石川　富也
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３６号
名古屋市天白区表台133番地　児玉ビル303号
破産者　アイ．トレインこと　濱田　修之
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７５号
京都市右京区花園藪ノ下町９番地
破産者　石井　義昭
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７４号
兵庫県三田市三田町９番10―601号、従前の住所兵庫県三田市下深田36番地２
破産者　坊垣　賢二
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
広島県呉市宮原８丁目５番14号
破産者　坪井　典子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３６４号
沖縄県南城市佐敷字津波古435番地１　２Ｆ
破産者　田場　　薫
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１４８号
横浜市泉区中田南５丁目11番１号
破産者　田島　孝之
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８７号
横浜市港南区大久保３丁目38番14号　上大岡ハウス202
破産者　大掛　　均
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５７号
神奈川県大和市中央４丁目３番６―1004号
破産者　三井　　康
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０１号
横浜市鶴見区下末吉２丁目23番38号　キョーワコーポ１－１
破産者　安齋　実里
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１４４号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目31番29号
破産者　吉内　賢司
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１０号
横浜市緑区鴨居６丁目28番15―105号
破産者　前田　直樹
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５号
横浜市金沢区能見台通２番11号　松尾ビル302
破産者　桑本　幸子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０５号
神奈川県藤沢市大鋸３―14―１藤沢マンション402、住民票上の住所神奈川県藤沢市高倉2487番地の１
破産者　宮本　光子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３４号
金沢市中村町31番41号　ハイム犀川505号、従前の住所金沢市彦三町１丁目７番11号
破産者　澤野　利彦
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
岐阜県大垣市寺内町１丁目69番地１　高橋コーポ301号
破産者　髙橋　千景
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係